

特定施設設置者によるダイオキシン類測定結果（令和4年度）について

ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）に基づく特定施設（廃棄物焼却炉等）の設置者は、法第28条第1項から第3項までの規定により、毎年1回以上、排出ガスや排出水等のダイオキシン類濃度を測定し、その結果を都道府県知事に報告することが義務付けられています。また、都道府県知事は、同条第4項の規定により、その結果を公表することとされています。

このたび、令和4年度に特定施設設置者が実施したダイオキシン類測定の結果について、上記の規定により、次のとおり公表します。

1 結果の概要（中核市である富山市分を除く。）

令和5年3月31日現在の排出ガスに係る特定施設数は97施設（54工場・事業場）で、ばいじん等については56施設（40工場・事業場）、排出水については39施設（17工場・事業場）となっています。この他、排出ガスに係る特定施設のうち3施設（3工場・事業場）、ばいじん等に係る特定施設のうち3施設（3工場・事業場）、排出水に係る特定施設のうち1施設（1工場・事業場）が令和4年度に廃止されております。

このうち、1年以上使用実績のない施設、排出水がない水質基準対象施設を除いた施設が報告対象施設であり、排出ガスについては87施設（48工場・事業場）、ばいじん等については47施設（34工場・事業場）、排出水については31施設（10工場・事業場）が該当します。

区分		報告対象施設数 (報告対象事業場数)	報告施設数 (報告事業場数)	設置者による測定結果 (基準値 ^{注1})	基準超過数
大気基準 適用施設	排出ガス	87施設 (48工場・事業場)	87施設 (48工場・事業場)	0～3.9ng-TEQ/m ³ _N (0.1～10ng-TEQ/m ³ _N) ^{注2}	0施設 (0工場・事業場)
	ばいじん等	47施設 (34工場・事業場)	47施設 (34工場・事業場)	0～2.9ng-TEQ/g (3ng-TEQ/g) ^{注3}	0施設 (0工場・事業場)
水質基準 適用事業場	排出水	31施設 (10工場・事業場)	31施設 (10工場・事業場)	0.000053～6.1 pg-TEQ/L (10pg-TEQ/L) ^{注2}	0施設 (0工場・事業場)

注1 特定施設の種類及び規模に応じて排出基準が定められています。

2 新設施設に対しては、0.1～5 ng-TEQ/m³_N（大気基準適用施設）、10pg-TEQ/L（水質基準適用事業場）、既設施設に対しては、1～10ng-TEQ/m³_N（大気基準適用施設、平成14年12月1日以降）、10pg-TEQ/L（水質基準適用事業場、平成15年1月15日以降）が適用されます。

3 ばいじん等を処分する場合には3 ng-TEQ/g以下にすることが必要であり、セメント固化等の処理が行われています。

なお、法施行以前から設置されている廃棄物焼却炉から排出されたばいじん等について、セメント固化等により処理を行った場合には、この基準は適用されません。

2 特定施設設置者による測定結果（中核市である富山市分を除く）

大気基準適用施設の排出ガス及び水質基準適用事業場の排出水のダイオキシン類濃度については、排出基準を超過していませんでした。

また、廃棄物焼却炉から排出されるばいじん等に含まれるダイオキシン類についても、基準を超過した施設はありませんでした。

詳細は別紙のとおりです。

3 今後の県の対応

測定結果が未到達の特定施設設置者について、期限内の報告を促すとともに、基準の適合状況を確認することとしています。

- ・ **ダイオキシン類**…ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラジオキシン（略称：PCDD、75種類）、ポリ塩化ジベンゾフラン（略称：PCDF、135種類）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称と定義されている。物の燃焼過程等で非意図的に生成される。ダイオキシン類の中でも毒性が強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラジオキシン（略称：2,3,7,8-TCDD）については、人に対する発がん性が確認されている。
- ・ **ng**…ナノグラムと読む。10⁻⁹gのこと。ナノは接頭語のひとつで10億分の1（10⁻⁹）を示す。
- ・ **pg**…ピコグラムと読む。10⁻¹²gのこと。ピコは接頭語のひとつで1兆分の1（10⁻¹²）を示す。
- ・ **TEQ [Toxic Equivalents]** …毒性等量のこと。ダイオキシン類は多くの異性体を持ち、それぞれ毒性の強さが異なる。異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として、各異性体の毒性を毒性等価係数（TEF）により換算した量。

－参考－

○特定施設設置者による測定の実施について

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により、特定施設の設置者は、特定施設から排出される排出ガスや工場・事業場から排出される排出水のダイオキシン類による汚染の状況について測定を行い、その結果を都道府県知事に報告することが義務付けられています。また、特定施設のうち、廃棄物焼却炉の設置者は、ばいじんや焼却灰のダイオキシン類の量についても測定・報告する必要があります。

ダイオキシン類対策特別措置法の施行（平成12年1月15日）以後に設置された施設（新施設）については、設置の日から1年を超えない期間ごとに毎年1回以上測定する必要があります。

また、法施行の際、現に設置され、または設置の工事がされている施設（既施設）については、1月15日から翌年の1月14日までの期間ごとに測定する必要があります。

水質基準適用事業場については、特定施設から排出される汚水等が、公共用水域に排出される場合に測定をする必要があります。

○特定施設の排出基準について

1 大気基準適用施設

基準については、下表のとおりになっています。

・大気基準適用施設の大気排出基準値（ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1）

号番号	特定施設種類	規模要件	新施設基準 [ng-TEQ/m ³]	既施設基準 [ng-TEQ/m ³]	
1	焼結鉄製造用焼結炉（鉄の製造の用に供するものに限る。）	原料処理能力： 1 t/時以上	0.1	1	
2	製鋼用電気炉（鋳鋼・鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器定格容量： 1000kVA以上	0.5	5	
3	亜鉛回収施設（原料として製鋼用電気炉の集じん灰を使用するものに限る。）	焙焼炉、焼結炉、溶鉄炉、溶解炉、乾燥炉： 原料処理能力0.5 t/時以上	1	10	
4	アルミニウム合金製造施設（アルミくずを使用するものに限る。）	焙焼炉、乾燥炉： 原料処理能力0.5 t/時以上 溶解炉： 容量1 t以上	1	5	
5	廃棄物焼却炉	火床面積： 0.5㎡以上	4t/時以上	0.1	1
		又は 焼却能力： 50kg/時以上	2t/時～4t/時	1	5
			2t/時未満	5	10

2 水質基準適用事業場

基準については下表のとおりとなっています。

・水質基準適用事業場の水質排出基準値（ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2）

号番号	特定施設種類	新設施設基準 [pg-TEQ/L]	既設施設基準 [pg-TEQ/L]
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設（H14.8.15追加）		
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設（H13.12.1追加）		
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設（H14.8.15追加）		
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設（H17.9.1追加）		
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設		
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの（H13.12.1追加） イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設		
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの（H13.12.1追加） イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設		
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの（H16.1.1追加） イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設		
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの（H16.1.1追加） イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設		
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット、ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの（H14.8.15追加） イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設		
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	10	10
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの（H14.8.15追加） イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設		
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの（H17.9.1追加） イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設		
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設		
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設		
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの（H17.9.1追加） イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設		
18	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）		
19	第1号から第17号に掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）		

○その他

ばいじん等に係る処理基準

廃棄物焼却炉から排出されたばいじん等については、基準（3 ng-TEQ/g）が適用されません。

ただし、既設施設から排出されたばいじん等については、セメント固化、薬剤処理、酸抽出により処分を行う場合はこの基準が適用されません。